

桂川居宅介護支援事業所 運営規程

【居宅介護支援】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都社会事業財団が設置する桂川居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公平中立に行うものとする。

4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、医療・保健機関等との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定居宅介護支援の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 上記のほか、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成25年1月9日京都市条例第39号）及び「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令38号）を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 桂川居宅介護支援事業所
- ② 所在地 京都市西京区下津林東大般若町32番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1人（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務

管理者には主任介護支援専門員を配置し、事業所の介護支援専門員の管理、居宅介護支援の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の介護支援専門員に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- ② 介護支援専門員 2人以上（うち1人管理者と兼務）

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等の心身の状況や置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成する。また、適切なサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日
- ② 休業日 日曜日及び年末年始（12月30日～1月3日）
ただし、休業日についても、必要に応じて営業するものとする。
- ③ 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ④ 上記の営業日、営業時間のほか、留守番電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援事業の提供方法）

第6条 居宅介護支援サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用者等に重要事項説明書を交付し口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、利用料、情報開示の方法等について同意を得るものとする。

- 2 事業所の介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、認定区分及び要介護認定の有効期間等を確かめる。
- 4 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 5 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する 1箇月前には行われるよう必要な援助を行う。
- 6 要介護認定等を受けた者の居宅サービス計画の作成に当たっては、医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、利用者の承認を得て総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、サービス提供の手続を行う。また、サービス事業所の選択に当たっては利用者若しくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めるこことや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て署名による同意を得るものとする。

加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前 6 月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

- 7 あらかじめ、利用者等に対し、利用者が病院若しくは診療所（以下「医療機関等」という。）に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関等に対し伝えるよう依頼を行うこととする。
- 8 事業所は、以下のいずれかに該当する正当な理由がない場合、サービスの提供を拒否しない。
 - ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
 - ③ 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合

（居宅介護支援の具体的取扱方針）

第7条 居宅介護支援の具体的取扱方針は次のとおりとする。

- ① 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に関する業務を行う。
- ② 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室及び居宅等の訪問先
- ③ 使用する課題分析表の種類 全国社会福祉協議会方式
- ④ サービス担当者会議の開催場所 事業所の会議室及び居宅等

- ⑤ 居宅サービス計画作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地域における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者が希望するサービス事業者の情報を適正に説明する。複数のサービス事業者等の紹介の求め等があった場合には誠実に対応し、利用者又はその家族のサービスの選択が可能となるように支援する。利用者等の選択を求めることなく最初から同一の事業主体に偏った計画原案を提示することは行わず、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業者のみを計画に位置付けない。
- ⑥ 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。
- ⑦ 居宅サービス原案作成に当たっては、以下について十分留意する。
- ア 介護支援専門員は、利用者の居宅を最低月1回訪問し、利用者及びその家族と面接し支援する上で解決しなければならない課題を分析し、利用者、家族が指定した場所においてサービスの希望並びに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供するまでの留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。
- イ 利用者等が、訪問看護、通所リハビリテーション等医療系サービスを希望している場合やその他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める。医療系サービスについては、主治の医師等の指示がある場合においてのみ、居宅サービス計画に位置付ける。この場合、意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付する。なお、介護サービスに対して主治の医師等から留意点等が示された場合は、当該留意点を尊重して計画の作成を行う。
- ウ 末期の悪性腫瘍の利用者に限り、利用者等の同意を得て、心身の状況等により主治の医師等の助言を得た上で必要と認める場合以外は、サービス担当者会議の招集を行わず、利用者の支援を継続できる。この場合、心身等の状況について、主治の医師等、サービス事業者へ情報を提供する。支援については、主治の医師等の助言を得たうえで、状態変化を想定し、今後必要となるサービス等の支援の方向性を確認し計画作成を行い、在宅を訪問し、状態の変化やサービスの変更の必要性を把握する。
- エ 居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等に十分留意しつつ、その必要性や特段の理由について計画に記載するとともに、市町村に届出を行う。
- ⑧ 居宅サービス計画原案を作成した場合は、原則としてサービス担当者会議を開催し、情報を共有するとともに、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。ただし、末期の悪性腫瘍の利用者に限り、心身の状況等により主治の医師又は歯科医師等の意見を勘案して必要と認める場合、その他やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとし、利用者の状態を分析、把握するため複数職種間で意見調整を行い事業所との連携を図る。
- ⑨ 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、居宅サービス計画に位置付けたサービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得、当該居宅サービス計画を交付する。

2 サービスの実施状況の継続的な把握、評価は次のとおりとする。

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行う。また、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときやその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者的心身

又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て、主治の医師若しくは歯科医師、又は薬剤師に提供するものとする。

② 介護支援専門員は、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行い、モニタリング結果を記録する。

3 介護保険施設の紹介等は次のとおりとする。

① 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、主治の医師等の意見を求めたうえ、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

② 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(介護保険訪問調査の受諾)

第8条 市町村より介護保険訪問調査の委託があった場合、可能な範囲で受諾する。

(指定介護予防支援事業者との連携)

第9条 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、速やかに指定介護予防支援事業者に対し必要な情報を提供するなどの連携を図ることとする。

(指定介護予防支援業務の受託について)

第10条 指定介護予防支援事業者より、介護予防給付に関するケアマネジメント業務の委託があった場合は、その必要性及び職員体制・担当件数等の状況に応じて、個別に検討するものとする。

(利用料)

第11条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は生じない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、京都市西京区（洛西支所管内及び松尾・松陽・嵐山東学区を除く。）とする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

2 事業所の責めに帰すべき事由により生じた事故については、利用者や家族に賠償する責任を負うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

② 事業所における感染症及び予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第17条 事業所は利用者に対し、利用者又はほかの利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合の例外3原則（①切迫性 ②非代替性 ③一時性）と認められる時以外は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(ハラスメント防止対策)

第18条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する視点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の従業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第19条 利用者及び家族からの相談・苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に関する利用者及び家族の要望・苦情等に対し、迅速かつ適正に対応するものとする。

(個人情報の保護)

第20条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を、あ

らかじめ文書により得るものとする。

(記録の整備)

第21条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 職員は退職後も引き続き業務上知り得た秘密を保持する義務を負い、書面にて誓約する。

この規程に定める事項のほか、社会福祉法人京都社会事業財団総合福祉施設 京都桂川園の定める管理規程等を遵守することとし、さらに運営に関する重要事項は社会福祉法人京都社会事業財団が定めるものとする。

(付則)

この規程は、平成11年10月 1日から施行する。

平成13年 6月 1日 一部改定
平成13年11月 1日 一部改定
平成14年 4月 1日 一部改定
平成15年 4月 1日 一部改定
平成16年 4月 1日 一部改定
平成17年 4月 1日 一部改定
平成18年 4月 1日 一部改定
平成18年 7月 1日 一部改定
平成19年 4月 1日 一部改定
平成20年 4月 1日 一部改定
平成20年 7月 1日 一部改定
平成20年10月 1日 一部改定
平成20年11月 1日 一部改定
平成20年12月 1日 一部改定
平成21年 4月 1日 一部改定
平成22年 4月 1日 一部改定
平成22年 6月 1日 一部改定
平成23年 4月 1日 一部改定
平成23年10月 1日 一部改定
平成25年 5月 1日 一部改定
平成25年11月 1日 一部改定
平成25年12月 24日 一部改定
平成26年 4月 1日 一部改定
平成28年 1月 1日 一部改定
平成30年 4月 1日 一部改定
令和 3年 4月 1日 一部改定
令和 4年 4月 1日 一部改定
令和 4年 8月 1日 一部改定
令和 4年11月 1日 一部改定
令和 6年 4月 1日 一部改定

令和 7年 4月 1日 一部改定